

## 被扶養者の認定における「収入要件」について

- 被扶養者の収入は、認定日以降の「収入実績」と今後の「収入見込額」の両方を算定し判断します。(暦年、年度単位ではありません。)
- 収入には、課税・非課税を問わず、すべての恒常的な収入が含まれます。(※ただし退職金等の一時的な収入は含まない。) 複数の収入があるときは、それらの合計額になります。
- 被扶養者の収入限度額は下記のとおりで、収入内容に応じて、**年額・月額・日額**のいずれかを基準とします。

被扶養者の状況	収入限度額(未満)			留意点			
・60歳以上の者  ・60歳未満の障がいを支給事由とする公的年金受給者	年額	1,800,000円	<b>A</b>	組合員の収入を主として生計維持されていることが前提です。  *組合員年間収入の1/2以上の収入がある場合 *すでに被扶養者が何人もいる場合 *別居の被扶養者への毎月の金銭援助が少ない場合 *対象者が父母等のとき、夫婦(一方が被扶養者でない場合も含む)の総収入を合算して判断しますので、一方の収入が多く、その者の収入により生計が維持されるとみなされる場合  ・ <b>父母等の夫婦の合算収入限度額【未満】</b>			
	月額	150,000円	<b>A</b> ÷12ヵ月				
	日額	5,000円	<b>A</b> ÷360日				
・60歳未満の者	年額	1,300,000円	<b>B</b>	父母等の夫婦の状況			
				・父母等の夫婦の収入限度額がそれぞれ180万円のと き	<b>A+A</b>	夫婦の合算収入限度額(未満)	父母等の夫婦の総収入が合算収入限度額以上の場合は、収入が少ない(一人では限度額未満)一方についても認定できません。
						年額	
	・父母等の夫婦の収入限度額が一方が180万円、他方が130万円のと き	<b>A+B</b>	月額	300,000円			
			日額	10,000円			
	・父母等の夫婦の収入限度額がそれぞれ130万円のと き	<b>B+B</b>	年額	3,100,000円			
月額			258,334円				
日額	3,612円	<b>B</b> ÷360日	日額	8,612円			
			年額	2,600,000円			
			月額	216,667円			
			日額	7,223円			

- 被扶養者に収入があるときは、収入に応じた下記書類を添付してください。

被扶養者の状況	添付書類	注意事項	
給与収入	・給与収入に係る年間収入推計額明細書 【※勤務先の証明が必要です。】	・給与所得控除前の「 <b>総支給額</b> 」で判断します。(交通費等の諸手当含む。) ・「年額」での判断と、「月額」での判断があります。 ・「月額」は、毎月の収入がおよそ一定の場合は、実額で判断し、毎月の収入が一定していない場合は、3ヵ月の平均で判断します。 ・ボーナスは各月に振り分け、各月の収入とします。	
事業収入 (営業収入) (農業収入) (不動産収入) (その他)	・確定申告書の写及び収支内訳書の写 ・不動産賃貸契約書の写 [必要経費が記載されているもの]	・被扶養者の認定上で認めている必要経費は、税法上の経費とは異なり、社会通念上、その収入を得るために明らかに必要と認められる経費のみをいいます。 *必要経費(農業収入以外) 確定申告書の収支内訳書又は損益計算書に記入の = 売上原価・給料賃金・水道光熱費・修繕費・消耗品費  *農業収入の必要経費 確定申告書の収支内訳書又は損益計算書に記入の = 雇人費、種苗費、素蓄費、肥料費、飼料費、農具費、 「被扶養者認定上の事業収入」=「総収入」-「上記の必要経費」とします。 ・収入が前年と同程度の場合は、前年の収入を基に判断し、前年の収入と著しく異なる場合は、帳簿の写、申立書を基に判断します。	
利子・配当収入	・収入額がわかるもの		
年金収入	・最新の年金改定通知書の写 [年金額に変更がある場合] ・最新の年金振込通知書の写 [年金額に変更がない場合] ・最新の年金の試算額がわかるもの [年金受給権があるが未決定の場合]	・課税・非課税を問わず、老齢年金、障がい年金、遺族年金、恩給など、すべての公的年金を対象とします。(年金基金など企業年金も含む。) ・個人年金は私的年金に当たるため、対象外です。 ・添付書類として、年金の源泉徴収票は不可。	
雇用保険の基本手当	・雇用保険受給資格者証の写 (第1面～最終面) ・雇用保険受給期間延長通知書の写	・「基本手当等日額」で判断します。	総給付額が、収入限度[年額]未満でも、収入限度[日額]を超える「基本手当日額」または「傷病手当金日額」を <b>受給して</b>  いる間は、被扶養者として認定できません。
傷病手当金	・傷病手当金支給通知書の写 [日額、支給期間が載ったもの]	・「支給日額」で判断します。	